



竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国保の被保険者一人当たりの年間医療費は、加入者の高齢化や医療技術の進歩による医療費単価の高額化などの影響もあり、年々増加している状況です。

平成 27 年度は、443,209 円となり、全国の 349,697 円と比べても高額であることが分かります。竹原市国保における生活習慣病の医療費に占める割合は、「糖尿病（2位）」、「高血圧症（3位）」、「脂質異常症（6位）」と上位に入り、生活習慣病が重症化したと考えられる「脳梗塞」も 9 位に入っています。

生活習慣を見直しましょう

現在「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」などの生活習慣病に要する医療費の割合は増加しており、これらが重症化すると、「脳梗塞」「狭心症」「心筋梗塞」などを引き起こし、更に治療が必要となります。

このように必要な治療が増え続けると、医療費はさらに高額となり、現在の保険制度を維持することが困難になると考えられています。

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持するためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

特定健診を受けましょう！

生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばよいかに気づく、③生活習慣を改善することが必要です。

まず特定健診を受けて現在の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら 5 月号と一緒に配布した「平成 29 年度 竹原市の健康診査のお知らせ」を確認し、自分にあった方法で受診しましょう。

「登録型本人通知制度」をご利用ください。

登録型本人通知制度とは、住民票などの不正請求の抑止や個人の権利侵害の防止を図るため、事前に登録することにより、登録者の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を郵送により本人に通知する制度です。

第三者とは？

- ・本人から委任された代理人
- ・自己の権利を行使または義務を履行する者（債権者・相続人等）
- ・弁護士・司法書士などの特定事務受任者

通知の対象となる証明書

- ・住民票（除票）の写し
- ・戸籍謄（抄）本
- ・戸籍附票の写し

通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種類と通数
- ・交付請求者（第三者等）の種別

登録の対象となる人

- ・本市に住民登録がある（あった）人
- ・本市に本籍がある（あった）人

事前登録の申込方法

- ・本人が窓口申し出る。
- ・代理人が申し出る場合は、委任状を持参。
- ・市外在住などで直接窓口に来られない場合は郵便による申出も可能。

本人確認書類

登録申出の際には運転免許証、マイナンバーカード、その他の写真付き証明書等、本人確認書類をお持ちください。

受付 市民課市民係、支所・出張所

問い合わせ 市民課市民係

☎ 22-7734

## ●介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割もしくは2割）は、前年の所得により決定し、前年の合計所得金額が160万円以上の65歳以上の人は、原則2割となります。新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所・出張所へ返却してください。

対象者	証の種類	証の色（旧） （有効期限：平成29年7月31日）	証の色（新） （有効期限：平成30年7月31日）
要介護認定を受けている人	介護保険負担割合証	きみどり色	紫色

## ●8月から高額介護サービス費の上限月額が一部変更となります

同じ月に利用した介護保険のサービスの自己負担額が一定額を超えたときは、申請により、超えた部分が、高額介護サービス費として払い戻されます。

8月から、市民税課税世帯の人は、負担の月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。

ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12か月）の上限が設けられます（3年間の時限措置）。

### ▼自己負担額の上限額（世帯合算）

対象者	上限月額（※1）	
	平成29年7月まで	平成29年8月から
生活保護受給者等	15,000円	15,000円
世帯全員が市民税非課税で、所得金額 +年金収入額が80万円以下の人	15,000円（個人） 24,600円（世帯）	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、 上記に該当しない人	24,600円	24,600円
市民税課税世帯	37,200円	<b>44,400円</b> ※同じ世帯の全ての65歳以上の人 （サービスを利用していない方を含む。） の利用者負担割合が1割の世帯に 年間上限額(446,400円)を設定。
現役並み所得者	44,400円	44,400円

※1 自己負担額の上限月額には、居住費・食費・日常生活費などは含みません。

## 平成29年第2回 竹原市議会定例会

6月13日から27日までの期間で、市議会定例会が開催されました。議案12件が可決され、報告が6件ありました。主な議案は次のとおりです。

### ◆竹原市定住促進条例案

市内への定住を促進するため、移住者に対して市の所有する未利用地を無償貸付け、または無償貸付けの期間が満了した場合にこれを譲与することにより、定住人口の増加と未利用財産の有効活用を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とするものです。

### ◆平成29年度一般会計補正予算（第1号）

地域介護・福祉空間整備事業、社会保障・税番号制度対応事業など、新たに実施する事業に必要な歳出予算等について、1,477万5千円を増額するものです。



# 竹原市耐震改修促進計画（第2期計画）の策定について

問い合わせ

都市整備課住宅建築係

☎ 22-7749

## 計画策定の背景

甚大な被害を及ぼした阪神・淡路大震災を踏まえ、耐震改修促進法が制定されました。

市では平成20年3月に「竹原市耐震改修促進計画（第1期）」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ってきました。

## 第2期計画策定について

近年では南海トラフ巨大地震が想定される等、いっどこで大地震が発生してもおかしくない状況です。

耐震化への取組を継続・発展させるため、「竹原市耐震改修促進計画（第2期計画）」を策定しました。

## 第2期計画の概要

### 計画期間

平成29年度～平成32年度

### 耐震化率の目標設定

#### ◆住宅

69・1%（平成28年度）↓75%

#### ◆多数の者が利用する建築物

82・5%（平成28年度）↓90%

### 基本的な取組事項

#### ◆竹原市

○市有建築物の耐震診断・耐震改修を推進する。

○耐震診断・耐震改修の補助制度の推進（表1）、相談体制の整備や情報提供の充実を図る等。

#### ◆建築関係団体

○耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置、情報提供、知識の普及・啓発を行うように努める等。

#### ◆民間の建物所有者等

○建築物の所有者は自発的に耐震診断・耐震改修を行うように努める。

○総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋根瓦・屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める等。

▼表1 耐震診断・耐震改修の補助制度

補助制度	補助対象	補助金額
耐震診断補助	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の戸建て住宅・併用住宅・長屋・共同住宅（木造に限る）	耐震診断費の3分の2（上限3万円）
耐震改修補助	竹原市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受け、倒壊する可能性有と診断された住宅	耐震改修工事費の2分の1（上限60万円）
土砂災害対策改修補助	土砂災害特別警戒区域内の住宅等を、土砂災害に対する構造基準に適合させる改修工事	工事費の23%（上限75万9千円）

「竹原市耐震改修促進計画（第2期）」は市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takehara.lg.jp/tosi/taishinnfile/taishinnkakeikaku.html>

## バスの車内事故防止についてお願い

7月1日から31日までの間、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。降りる際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ちください。

また、バスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用の場合には、吊革や握り棒にしっかりつかまってください。

バスの車内事故防止にみなさんのご理解とご協力をお願いします。

### 問い合わせ

広島県バス協会

☎ 082-261-3238



## ご利用ください 空き家バンク

市では、空き家バンク制度を推進しています。この制度は、登録の申し込みのあった空き家情報を市のホームページ ([http://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kankou/kankou/jyutaku\\_info.html](http://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/kankou/kankou/jyutaku_info.html)) などで紹介して、空き家を借りたい人や購入したい人に情報を提供する制度です。

賃貸借や売買が可能な空き家をお持ちの人や、市内への定住を希望する人の空き家バンクへの登録をお待ちしています。

※この制度は、不動産の契約・交渉等の仲介行為を行うものではありません。

### 申し込み・問い合わせ

産業振興課産業調整係 ☎ 22-7745